

# 石川県公報

平成 29 年 12 月 22 日（金曜日）

号 外

（第 74 号）

## 目 次

規 則		人事委員会	
○石川県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則 (国際観光課)	1	○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	2
○石川県処務規程の一部改正 (行政経営課)	1	○石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	3

## 規 則

石川県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十八号

石川県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

石川県通訳案内士法施行細則（昭和四十三年石川県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

第七条を削る。

附 則

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

## 訓 令

### 石川県訓令第7号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

別記様式第27号の3中「又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」を「、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業」に改め、同様式（注）1中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え、同様式（注）2中「非常勤職員の」を削り、「をいう」を「をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（以下同じ。）」に改め、同様式（注）5中「又は1歳6か月までの子の育児休業」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に改め、「(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

別記様式第27号の7の2中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改め、同様式（注）1中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加える。

別記様式第27号の8（注）1中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家

庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

人 事 委 員 会

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を（り）に公布する。

平成二十九年十二月二十二日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。  
別記第十八号の様式（裏）注意事項 1 中「退職手当等」を「退職手当」に改める。

別記第二十号様式（表）中

④ 受講する公 共職業訓練 等の施設	所在地																				
	名称																				
⑤ 受講指示 年月日	年	月	日	⑥ 受講開始 年月日	年	月	日	⑦ 受講終了 予定年月日	年	月	日										
⑧ 移転開始 予定年月日	年	月	日	⑨ 乗車（船）の場所 （出発空港）				⑩ 下車（船）の場所 （到着空港）													
⑪ 移転する者 の氏名	⑫ 生年 月日	⑬ 続柄	※ 鉄道賃				※ 船賃		※ 航空賃		※ 車賃		※ 移転料		※ 着後 手当	※ 計					
			距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給 額	距離	支給 額	支給 額						

を

④ 受講する公 共職業訓練 等の施設	所在地																				
	名称																				
⑤ 特定地方公共 団体又は職業紹介 事業者の紹介に よる就職の場合、 その所在地 及び名称	所在地																				
	名称																				
⑥ 受講指示 年月日	年	月	日	⑦ 受講開始 年月日	年	月	日	⑧ 受講終了 予定年月日	年	月	日										
⑨ 移転開始 予定年月日	年	月	日	⑩ 乗車（船）の場所 （出発空港）				⑪ 下車（船）の場所 （到着空港）													
⑫ 移転する者 の氏名	⑬ 生年 月日	⑭ 続柄	※ 鉄道賃				※ 船賃		※ 航空賃		※ 車賃		※ 移転料		※ 着後 手当	※ 計					
			距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給 額	距離	支給 額	支給 額						

に改め、同様式（裏）注意事項 3 中「④欄から⑦欄まで」を「④欄及び⑥欄から⑧欄まで」に改め、同様式（裏）注  
意事項 7 を同様式（裏）注意事項 8 とし、同様式（裏）注意事項 6 中「⑪の家族欄」を「⑫の家族欄」に改め、同様  
式（裏）注意事項 6 を同様式（裏）注意事項 7 とし、同様式（裏）注意事項 5 中「⑧欄」を「⑨欄」に改め、同様式（裏）  
注意事項 5 を同様式（裏）注意事項 6 とし、同様式（裏）注意事項 4 中「②欄及び③欄」を「②欄、③欄及び⑤欄」  
に改め、同様式（裏）中注意事項 4 を注意事項 5 とし、注意事項 3 の次に次のように加える。

4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。

附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の石川県職員の出職手当に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の石川県職員の出職手当に関する規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

---

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

石 川 県 人 事 委 員 会

**石川県人事委員会規則第九号**

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の育児休業等に関する規則(平成四年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の一項を加える。

- 2 前項の規定は、条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「二歳到達日」とあるのは、「二歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

第二条中「第二条の四」を「第二条の五」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

